第5回小江戸甲府の夏祭りグルメ屋台出店者募集要項

令和5年8月11日(金・祝)に、舞鶴城公園を主会場として「第5回小江戸甲府の夏祭り」を 開催します。

本イベントは、小江戸情緒が感じられるよう提灯や野点を設置するとともに、出店テントは瓦調にデザインされたテントを使用し、会場内を彩ってまいります。

今回のテーマは「コエドオドレ ココロオドレ」。4年ぶりに開催される小江戸甲府の夏祭りを「とにかく楽しみましょう!」というメッセージを込めています。そしてこの「オドレ」には、2つの意味を込めました。感情やリズムに合わせて身体を動かすダンスの「踊れ」と、コロナ禍から大きく飛躍すること、力強く前へ進む躍進という意味での「躍れ」です。心躍るワクワク感や夢中になれることを大切にしたいと考え、「気付いたら一緒に踊ってしまった!」というような声を続々と聞けるよう、「コエドオドレ ココロオドレ」をテーマに、ココロオドル小江戸甲府の夏祭りを企画して参ります。本テーマは、イベントのポスターやパンフレットに記載してPRしてまいります。

今年は来場者数 30,000 人を目標とし、甲府市産や山梨県産の食材・地酒などを提供して、大勢の方に楽しんでいただきたいと考えております。

つきましては、企画趣旨をご理解の上、ご出店いただける飲食の出店者を広く募集いたします。 募集要項を必ず確認の上、是非ともご検討いただけますよう、お願い申し上げます。

1 **開催日時** 令和5年8月11日(金・祝)

主 会 場:11:00~21:00 (飲食の販売は20:30まで) サブ会場:11:00~17:00 (飲食の販売は16:30まで)

※小雨決行·荒天中止

2 **開催場所・店舗数** 主 会 場:舞鶴城公園(自由広場)…30店舗

サブ会場:アシストエンジニアリングよっちゃばれ広場…7店舗

全 37 店舗

3 企画店出店条件

(1) 共通事項

次の要件を全て満たす必要があります。

- ・和装(浴衣・甚平・作務衣)等で接客を行うこと。
- ・甲府市産・山梨県産の食材を使用すること。(1品でも可・可能な限り多くの種類で)
- ・環境に配慮したエコ容器の使用
- ・可能な限りスマート決済の対応ができること。
- ・アルコール消毒やマスクの着用など、できる範囲での感染症対策。
- ・運営会社が用意したテントの装飾で出店を行うこと(※4 頁参照)。
- ・主催者及び運営会社の指示に従うこと。
- ・小粋なサービスの提供を行うこと。

※小粋なサービスとは、当日和装で来場したお客様(購入者)に、小粋なサービスとして、 値引きや大盛り、ノベルティの配布等を行うことを指します。

(2) テーマ

① 「小江戸"ハイ徳"グルメ」 出店者

食べすぎは良くないとわかっていても食べたくなってしまうハイカロリーな「背徳グルメ」。背徳感とともに大きな幸福感をもたらしてくれる「背徳グルメ」と、そのボリュームや見た目から得られる高い満足度「ハイ徳」を掛け合わせた、「小江戸"ハイ徳"グルメ」をテーマとして出店者を募集いたします。

また、今回のお祭りは基本理念に SDGs を掲げてもいます。食の安全・食材の大切さ、 エコ容器の使用などに配慮していただきながら「小江戸"ハイ徳"グルメ」で「美味しく」 「楽しく」「残さず綺麗に」を店舗理念にご応募ください。

- 例)・大きなパティにたっぷりチーズのハンバーガー
 - ・ホイップクリームたっぷりのクレープ
 - ・小江戸ならぬ大江戸!?メガ盛り焼きそば

② 酒処(さけどころ)出店者

本イベントの趣旨に即し、お酒を中心に提供するエリアです。

- ・次のいずれかに該当することが必要です。
 - ア 山梨県産、特に甲府市産のお酒を提供することができること。
 - イオリジナリティあるお酒を提供することができること。

4 サブ会場について

舞鶴城公園のグルメ屋台 30 店舗以外にも、サブ会場のアシストエンジニアリングよっちゃばれ広場で7店舗グルメ屋台を出店いたします。こちらの選考についても運営会社で選考・決定いたします。

※申し込み時点で出店場所を選ぶことはできません。

5 テント内備品

- ・テーブル $(1,800\text{mm}\times450\text{mm})$ $\times2$ 枚、パイプ椅子×2 脚、2 ロコンセント×1 箇所 (1500w)、 蛍光灯、のれん (サブ会場には蛍光灯はつきません)
 - ※その他の備品や電気容量の追加に関しては別途料金がかかります。

6 出店料

■主会場:舞鶴城公園

・15,000 円を納めていただきます

(運営会社である㈱アドブレーン社が事前に請求させていただきます)。

■サブ会場:アシストエンジニアリングよっちゃばれ広場

・10,000 円を納めていただきます

(運営会社である㈱アドブレーン社が事前に請求させていただきます)。

※出店料は荒天中止・主催者都合中止の場合全額返金いたします。

7 申込方法

6頁の「グルメ屋台出店申込書」と7頁の「グルメ屋台出店品目一覧」、8頁の「誓約書」に記入し、「小江戸"ハイ徳"グルメ」のアピール写真を添付した上、Eメールまたは郵送でお申し込みください(なお、誓約書は、後日、出店が確定しましたら、原本を運営会社に郵送してください)。 ※各書類とも必ず全てご記入ください。

8 申込先・問合先

<運営会社>

〒400-8535 甲府市北口 2-6-10

㈱アドブレーン社 企画制作局事業部

第5回小江戸甲府の夏祭りグルメ屋台出店者募集担当 古屋

電話:055-231-3311 FAX:055-254-8000

 $E \nearrow - / \nu : furu-t@ybs. jp$

9 申込締切

令和5年7月7日(金)午後5時(必着)※郵送の場合は7月7日消印有効とします。 上記以降は一切受理できません。

10 出店者への案内

運営会社において、グルメ屋台出店申込書・グルメ屋台出店品目一覧の記載内容と写真で選考を行い、出店者・出店場所(舞鶴城公園もしくはアシストエンジニアリングよっちゃばれ広場)を 決定してまいります。

※選考結果は全ての方に FAX 又は E メールでご連絡させていただきます。

※選考結果に関しての質問や異議申し立ては一切応じられませんので、ご了承ください。

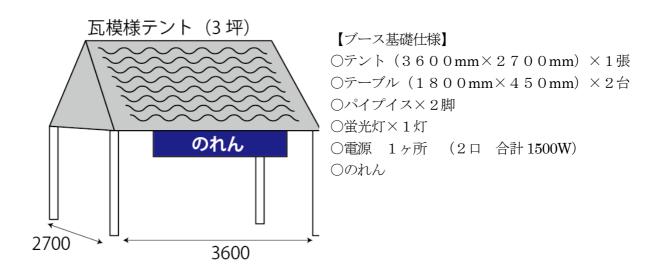
11 禁止事項

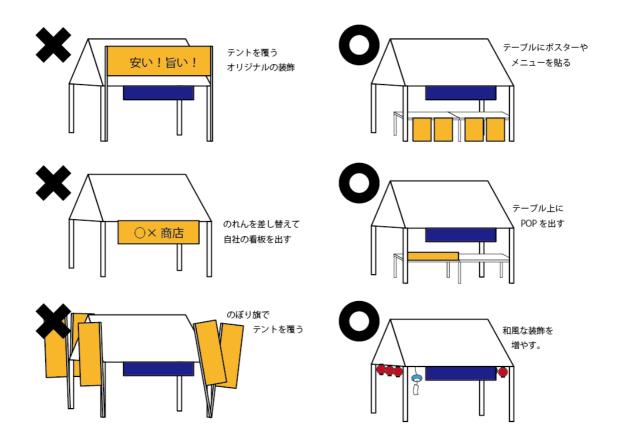
- ・発電機の持込み。
- ・ブースの又貸し、申込み者以外が運営する行為。
 - ※出店が確定した場合、後日郵送する出店マニュアルに定める注意事項・禁止事項を厳守し、 主催者及び運営会社の指示に従ってください。

12 販売価格

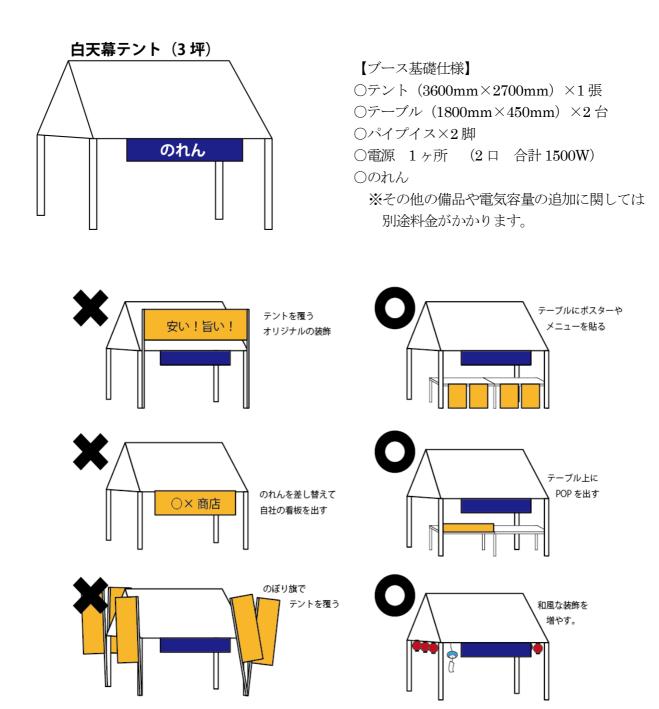
・提供する商品が重複や類似している場合、若しくは**販売価格が著しく異なっている商品**については、販売価格のご相談をさせていただく場合があります。

主会場テント仕様及び装飾等の注意点





サブ会場テント仕様及び装飾等の注意点



申込期限 令和5年7月7日(金)午後5時(メール:必着/郵送:消印有効)

あ て 先 株式会社アドブレーン社 企画制作局事業部

第5回小江戸甲府の夏祭りグルメ屋台出店者募集担当 古屋

Eメール furu-t@ybs.jp

郵 送 〒400-8535 甲府市北口 2-6-10

グルメ屋台出店申込書

私は第5回小江戸甲府の夏祭りグルメ屋台出店者募集要項を承認し、次の通り申し込みます。

ふりがな		ふりがな
会社名 申込者名		責任者名
電話番号		FAX 番号
携帯電話		メール
住 所	〒	
出店者名 (屋台名)		
火気の使用	□無し / □LPガス □	炭火 □他()
スマート決済	□可能 □不可能	
小粋な サービス内容		

グルメ屋台出店品目一覧

申込者名〔

)

出店希望テーマ (1 箇所にレを記入)		□小江戸"ハイ徳"グルメ	□酒処	
	No.	商品名	金額	
	1		円	
	2		円	
	3		円	
提供商品・販売価格 ※1	4		円	
	5		円	
	6		円	
	7		円	
	8		円	
商品の特徴 ※2 ※申込時、写真の添付を 必ずお願いします。 「酒処」ブースは商品の 特徴だけで結構です。				

【記載上の注意】

- **※1** 販売する商品を全て記入してください。記入のない商品の販売はできません。また、販売する商品が8種類以上ある場合は、この用紙をコピーして使用してください。
- **※2** 使用する食材・地酒など、販売する商品が、出店希望テーマに沿っている点を記入してください。
- ※3 「スマート決済」・「小粋なサービス内容」・「商品の特徴」が選定の主な加点項目となります。選定につきましては、事前事後ともに一切の公表はしません。ご承知おきください。

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、小江戸甲府の夏祭り実行委員会が必要と認める場合には、山梨県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が小江戸甲府の夏祭り実行委員会との手続き等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - (2) 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者
- 2 1の(2)から(6)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和 年 月 日

小江戸甲府の夏祭り実行委員会 会長 雨宮正英 殿

[法人、団体にあっては事務所所在地]

<u>住</u>	所				
		〔法人、団体にあっては法人・	団体名、代表者	名〕	
(ふり	がな)				
氏	名				ED
生年	月日	(明治・大正・昭和・平成)	年	月	日